

(写し)

令和4年（2022年）2月15日

熊本市環境審議会

会長 篠原 亮太 様

熊本市環境審議会自然環境部会

部会長 高宮 正之

環境保護地区の指定解除について（報告）

令和3年（2021年）12月22日付け付議された、池田二丁目環境保護地区の指定解除について慎重に審議した結果、諮問のとおり指定解除して差し支えないとの結論となりましたので、別紙のとおり報告いたします。

報 告 書

令和4年2月15日

熊本市環境審議会
自然環境部会

令和 3 年度(2021 年度) 第 1 回熊本市環境審議会自然環境部会

1 日 時 令和 4 年(2022 年)1 月 13 日 (木曜日) 14 時 00 分から 16 時 02 分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟 2 階 議運・理事会室

3 出席者 環境審議会自然環境部会委員 (5 人) (全員出席)

高宮	正之	部会長	阿部	淳	副会長
川越	保徳	委員	中田	晴彦	委員
澤	克彦	委員			

事務局 (4 人)

本田	昌浩	環境推進部長	吉田	香織	環境共生課長
田尻	一誠	環境共生課長補佐	橋本	倫子	環境政策課副課長

4 次第

(1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

(2) 議題

審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

ア 事前説明

イ 現地視察

ウ 審議

(3) 閉会

5 審議結果

池田二丁目環境保護地区については、土地所有者の指定解除したいという意向を第一に尊重すべきであり、指定解除という結論に至りました。

ただし、今回と同様に土地所有者からの申出により、今後、環境保護地区が指定解除され、減少することが懸念されるため、熊本市における環境保護地区のあり方や制度について見直しを検討されたい。

第1回熊本市環境審議会自然環境部会での主な意見

1 環境保護地区の解除について

- ・土地所有者が保護地区解除の申し出を出されるのであれば、解除はやむを得ない。
- ・土地所有者も早急に土地を売買する意向はなく、開発も困難な土地のためすぐに自然が消滅することは考えにくい。
- ・他の地域では竹林に変わってしまっているところが随分ある中で、コジイ等が残っているというのは確認できたが、センダンなど、比較的新しい植生が入ってしまっている。
- ・指定当時はムササビが生息していることが指定理由の一つとして評価されたが、現在はムササビの生息状況は不明で、中継地点として使っているかもしれないが、面積も小さく、どうしても残すべきという感じではない。

2 指定基準の規定について

- ・環境保護地区の指定基準については、平成15年に環境審議会で明確でないとの指摘を受け、指定方針として定めているものの、現在は内部規定に留まっているため、法的な確認をしたうえで、規則に定めるなど十分整理すべき。

3 今後の在り方について

- ・今回のように土地所有者から解除申し出が出されることが増え、環境保護地区が減っていくことが懸念される。今後、どのように自然環境を守っていくのか市としての方向性が気になる。
- ・今後、指定や解除する際には防災面なども含めた複合的な視点で評価することが望ましい。
- ・環境保護地区として指定したからにはしっかりと保全し、金銭面だけではなく、もっと多様な価値がある中で一緒に守るためどうしたらいいのか、新しい制度づくりの検討を望む。

現地視察状況写真







審議状況写真

